

令和元年5月24日

保護者の皆様へ

福島県高等学校PTA連合会長 石川 直哉  
福島県高等学校長協会会長 阿部 武彦  
福島県高等学校生活指導協議会長 芳賀 菊博  
福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

高校生の制服の適正な着用に向けた取組について（依頼）

日頃よりPTA活動及び学校の教育活動に特段の御配慮をいただき感謝申し上げます。

また、東日本大震災からの復興を進めている中、各学校の指導計画に基づいて規範意識の醸成に御協力いただいておりますことに御礼申し上げます。

高校生の制服の着用については、各学校における指導と保護者の皆様の御理解により、改善が図られているところでありますが、端正さに欠ける状況も一部に見受けられることから、制服の適正な着用に向けた継続的な取組が必要となっております。

このため、県教育委員会、県高等学校長協会及び県高等学校生活指導協議会では、今年度も下記のとおり県下一斉服装指導日を2回設定し、生徒に対する制服の適正な着用に向けた取組を行うことといたしました。

規範意識は、家庭におけるしつけや基本的な生活習慣の確立を基盤とし、学校教育におけるきまりを守ることや他者との関わりを通じて醸成されるものであり、学校・家庭・地域が連携を図っていくことが必要不可欠であります。保護者の皆様におかれましては、御家庭においても望ましい制服着用の在り方等を考えさせるとともに、生徒の健全育成に向けた本取組に対し御理解と御協力をお願いいたします。

記

- 1 各家庭における指導の観点について
  - (1) 学校で定めた制服について、ルールを守って着用するように促す。
  - (2) 服装は自分自身の健康の維持や身体を守るために重要な要因であり、単に流行にのみ流されるべきでないことについて理解を促す。
  - (3) 自己実現を目指し、社会が求める人材像を考察することを通して、高校生として望ましい服装等を自発的に認識できるようにする。
- 2 「県下一斉服装指導」について
  - (1) 主催  
福島県教育委員会、福島県高等学校長協会、福島県高等学校生活指導協議会
  - (2) 実施日  
1回目：令和元年6月3日（月）  
2回目：令和元年10月1日（火）
- 3 啓発活動の取組について  
各学校では、「県下一斉服装指導」の趣旨を踏まえ、生徒の実態に応じ啓発日を設定し、服装指導や啓発活動を行う。
- 4 その他  
制服を定めていない学校についても、通学時の服装や身だしなみについて上記に準じた指導を行う。

（事務担当 福島県教育庁高校教育課 TEL 024-521-7773）